

# 生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道局公告式規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

## 生駒市水道局公告式規程等の一部を改正する規程

(生駒市水道局公告式規程の一部改正)

第1条 生駒市水道局公告式規程(平成元年12月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 生駒市水道事業公告式規程

(生駒市水道局事務分掌規程の一部改正)

第2条 生駒市水道局事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 生駒市水道事業事務分掌規程

第1条中「水道局(以下「局」を「上下水道部(以下「部」に改める。

第2条及び第3条企画総務係の項第21号中「局」を「部」に改める。

第7条の見出しを「(部長)」に改め、同条第1項中「局に局長」を「部に部長」に改め、同条第2項中「局長」を「部長」に、「局務」を「部務」に改める。

第8条第1項中「局」を「部」に改め、同条第2項中「局長」を「部長」に改める。

第14条第1項及び第3項、第16条第1項、第17条並びに第18条中「局長」を「部長」に改める。

(生駒市水道局決裁規程の一部改正)

第3条 生駒市水道局決裁規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市水道事業事務決裁規程

第4条の見出し中「局長」を「部長」に改め、同条中「水道局長(以下「局長」を「上下水道部長(以下「部長」に改め、同条第7号中「局長」を「部長」に改める。

第7条の3を削る。

第7条の4中「課長補佐」の次に「(浄水場にあつては、場長補佐。以下同じ。)」を加え、同条を第7条の3とする。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 所属職員の出張命令に関する事(第4条第9号に係るものを除く。)

第8条の次に次の1条を加える。

(課長補佐の専決事項)

第8条の2 第5条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。

(1) 所属職員の出張命令に関する事(第4条第9号に係るものを除く。)

(2) 10万円未満の歳入の調定に関する事。

(3) 1件5万円未満の支出負担行為に関する事。

第10条第1項及び第2項中「局長」を「部長」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「局長専決」を「部長専決」に改める。

(生駒市水道局水道技術管理者規程の一部改正)

第 4 条 生駒市水道局水道技術管理者規程（平成 1 6 年 3 月生駒市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市水道技術管理者規程

(生駒市水道局文書取扱規程の一部改正)

第 5 条 生駒市水道局文書取扱規程（昭和 4 3 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市水道事業文書取扱規程

第 1 条中「生駒市水道局（以下「局」という。）」を「生駒市水道事業」に改める。

第 4 条中「局」を「上下水道部（以下「部」という。）」に改める。

第 5 条第 6 号中「局長」を「部長」に改める。

第 6 条中「局」を「部」に改める。

第 8 条及び第 1 0 条中「局長」を「部長」に改める。

第 1 7 条中「生駒市水道局公印規程」を「生駒市水道事業公印規程」に改める。

様式第 1 号中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

様式第 4 号中「局長」を「部長」に改める。

(生駒市水道局公印規程の一部改正)

第 6 条 生駒市水道局公印規程（昭和 4 3 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 生駒市水道事業公印規程

第1条中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

第7条第2項中「公印印刷許可申請書」を「公印印刷承認申請書」に、「許可」を「承認」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項の許可」を「前項の承認」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(電子公印)

第8条 電子計算機を使用して作成する文書で管理者が特に必要があると認めるものには、公印の押印に代えて、電子計算機に記録された公印の印影又はこれを縮小した印影を打ち出したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により電子公印を使用しようとする者（以下「電子公印使用者」という。）は、電子公印使用承認申請書（様式第3号）を総務課長を経て管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 総務課長は、前項の規定により申請があったときは、電子計算機に記録された公印の印影の破壊、盗難等並びに電子公印を使用した文書の偽造及び不正使用を防止するための措置が講じられていることを確認しなければならない。

4 電子公印使用者は、電子公印を使用する事務を行うときは、偽造、不正使用等がないよう厳重に管理しなければならない。

5 電子公印使用者は、電子公印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録された公印の印影を消去し、その旨を総務課長を経て管理者に報告しなければならない。

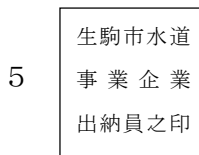
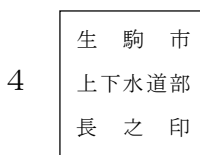
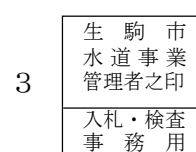
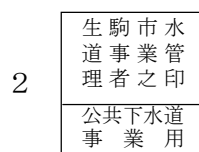
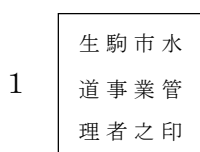
6 管理者は、新たに電子公印を使用することとなったとき、又は電子公印を

使用しなくなったときは、当該電子公印を使用することとなる文書又は使用していた文書の名称及び当該電子公印に関する事項を告示するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	ひな形番号	書体	寸法	使用区分	管理責任者
管理者印	1	てん書	縦横 24mm	一般公印	総務課長
管理者印	2	てん書	縦横 24mm	公共下水道事業用	下水道管理課長
管理者印	3	てん書	縦横 24mm	入札・検査事務用	管理者が指定する者
上下水道部長印	4	てん書	縦横 18mm	部長名の公文書	総務課長
企業出納員印	5	てん書	縦横 18mm	企業出納員名の公文書及び領収印	総務課長



様式第2号中「公印印刷許可申請書」を「公印印刷承認申請書」に改める。

様式第3号を次のように改める。



様式第4号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

(生駒市水道局職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第7条 生駒市水道局職員の職の設置に関する規程(平成元年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市企業職員の職の設置に関する規程

第1条中「生駒市水道局の職員」を「生駒市企業職員」に改める。

第2条中「生駒市水道局職員就業規程」を「生駒市企業職員就業規程」に改める。

第3条の表中「局長」を「部長」に改める。

(生駒市水道局職員就業規程の一部改正)

第8条 生駒市水道局職員就業規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市企業職員就業規程

第1条中「生駒市水道局に勤務する職員」を「企業職員」に改める。

第2条中「生駒市水道局の職員」を「企業職員」に改める。

第43条第1項、第44条及び第45条第1項中「水道局」を「水道事業」に改める。

(生駒市水道局安全衛生委員会規程の一部改正)

第9条 生駒市水道局安全衛生委員会規程(平成4年4月生駒市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市企業職員安全衛生委員会規程

第1条中「生駒市水道局職員就業規程」を「生駒市企業職員就業規程」に、

「生駒市水道局安全衛生委員会」を「生駒市企業職員安全衛生委員会」に改める。

第2条中「局における職員」を「企業職員」に改める。

第3条第2項中「局長」を「部長」に改める。

(生駒市水道局当直規程の一部改正)

第10条 生駒市水道局当直規程（昭和46年11月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市企業職員当直規程

第1条及び第3条中「生駒市水道局職員就業規程」を「生駒市企業職員就業規程」に改める。

(生駒市水道局被服貸与規程の一部改正)

第11条 生駒市水道局被服貸与規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市企業職員被服貸与規程

第1条中「生駒市水道局に常時勤務する職員」を「企業職員で常時勤務を要するもの」に改める。

(生駒市企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第12条 生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「生駒市水道局職員就業規程」を「生駒市企業職員就業規程」に改める。

第10条の表及び第11条第1項の表中「局長」を「部長」に改める。

別表第2中「局長」を「部長」に改める。



(生駒市水道事業会計規程の一部改正)

第13条 生駒市水道事業会計規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「局長」を「部長」に改める。

第7条中「水道局長」を「部長」に改める。

第20条、第21条第1項及び第2項、第23条第4項及び第5項、第24条、第25条の2、第26条第1項及び第4項、第27条並びに第31条第1項中「経理担当課長」を「総務課長」に改める。

第35条中「水道局長」を「部長」に改める。

第38条第2項及び第3項、第40条第1項、第41条、第42条、第75条並びに第76条第2項及び第3項中「経理担当課長」を「総務課長」に改める。

第84条、第84条の2、第93条第1項及び第94条中「水道局長」を「部長」に改める。

(生駒市水道局現金取扱員服務規程の一部改正)

第14条 生駒市水道局現金取扱員服務規程(昭和48年9月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市水道事業現金取扱員服務規程

第5条第1項中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

様式第1号中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

様式第2号中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に、「その他の水道局公金」を「その他水道事業の公金」に、「その他水道局」を「その他水道事業」に改める。

(生駒市水道集金業務委託規程の一部改正)

第15条 生駒市水道集金業務委託規程（平成3年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

様式第3号中「生駒市水道局委託集金員」を「生駒市水道事業委託集金員」に改める。

（生駒市水道メーター計量業務委託規程の一部改正）

第16条 生駒市水道メーター計量業務委託規程（平成3年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「生駒市水道局」を「生駒市水道事業」に改める。

様式第2号中「生駒市水道局委託計量員」を「生駒市水道事業委託計量員」に改める。

（生駒市水道局使用材料規程の一部改正）

第17条 生駒市水道局使用材料規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市水道事業使用材料規程

第4条中「生駒市水道局使用材料審査委員会」を「生駒市水道事業使用材料審査委員会」に改める。

（生駒市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正）

第18条 生駒市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市指定給水装置工事事業者規程

第1条中「生駒市水道局指定給水装置工事事業者」を「生駒市指定給水装置

工事事業者」に改める。

第3条第1項中「生駒市水道局指定給水装置工事事業者証」を「生駒市指定給水装置工事事業者証」に改める。

第6条第1項中「生駒市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会」を「生駒市指定給水装置工事事業者審査委員会」に改める。

別記様式中「生駒市水道局指定給水装置工事事業者証」を「生駒市指定給水装置工事事業者証」に、「生駒市水道局指定給水装置工事事業者」を「生駒市指定給水装置工事事業者」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。